

# 【魚沼市農地賃借料情報】

平成23年3月

農地法改正に伴い、農業委員会が公表していた「標準小作料制度」が廃止となり、新たに年間の賃借料データを基に、区分ごとに平均額・最高額・最低額を算出した「賃借料情報」としてお知らせすることになりました。  
 今後、農地の賃貸借契約を締結する際は、貸主及び借主で両者協議のうえ、必要に応じてこの情報を目安として活用してください。

平成22年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっています。

## 1 『田』の部

締結(公告)された地域名		平均額	最高額	最低額	集計筆数
堀之内	大区画の土地改良実施地区	24,100	28,000	18,200	23
	下倉、田戸、新田、寺村、本村、立、桜又、竜光、新道島、下新田、下島、田川、和長島、徳田、吉水、堀之内の土地改良実施地区	18,300	29,500	9,800	274
	堀之内(2級地以外)、大石新田、大石、下倉新田、和田原、増沢、舟山、長屋、原、坊名、中村、日影、田中沢口、魚野地、田代、明神、下稲倉、上稲倉の土地改良実施地区	16,500	27,400	6,800	94
	2, 3級地を除く地区	10,100	10,100	10,100	6
小出	大区画の土地改良実施地区	26,800	36,400	18,200	217
	土地改良実施地区で1級地以外の比較的大規模連担地域 小出島、大塚新田、青島、古新田、佐梨、中原、上原、干溝、虫野、伊勢島、原虫野、板木	27,000	36,400	9,100	560
	1・2級地以外の土地改良実施地区 四日町、日渡新田、小出島、青島、古新田、佐梨、上原、干溝、虫野、伊勢島、板木の一部	20,800	24,000	18,200	21
湯之谷	井口新田、七日市、七日市新田、吉田、大沢、葎沢、湯之谷芋川、葎和田の土地改良実施地区	25,700	36,400	11,500	244
	井口新田から湯之谷芋川までの1・2級地以外の地域 宇津野、下折立、上折立	20,900	27,300	17,600	10
広神	平坦地の大区画の土地改良実施地区	18,200	18,200	18,200	2
	平坦地(金ヶ沢、田中、親柄、雁坂下、小平尾、東中、田尻、山口、並柳、和田、今泉、江口、山田、山田下、一日市、中家)の土地改良事業実施地区	21,300	35,000	9,100	573
	傾斜山間地(栗山、清本、小庭名、長松、米沢、池平)の土地改良実施地区 平坦地の土地改良未実施地区	18,800	28,100	6,700	53
	外山、滝之又、越又、泉沢、吉原、水沢、大芋川、中子沢、三ツ又	13,500	27,300	6,200	86
守門	平坦地の土地改良実施地区 赤土、大倉沢、須原、細野、長島の土地改良実施地区	15,400	25,000	9,800	110
	三淵沢、大倉、須川、松川、福田新田、渋川、東野名、西名、西名新田、高倉、福山新田 2級地地区で小区画の田	14,900	23,000	5,500	335
入広瀬	穴沢、上ノ原、柿ノ木、中手原の土地改良実施地区 大栃山全域	23,300	31,500	12,300	12
	平野又、横根、田小屋、芋鞘 大白川の土地改良実施地区	17,000	18,200	11,500	103

## 2 『畑』の部

締結(公告)された地域名		平均額	最高額	最低額	集計筆数
堀之内	田川入、田川平の土地改良事業実施地区	9,500	12,500	3,000	23
	田川入、田川平の上記以外の畑	10,600	13,900	7,000	31
	下島(月頭)、大平、上ノ原、大石(庄司平、刈野)、下倉(森下)、新道島(平、羽黒)、魚野地(上ノ原、中平)、堀之内(上ノ原、岩野)	6,300	6,300	6,300	1
	根小屋(上原、岩原、川山)、竜光(大栃久保、谷内、北ノ平、小田、大田)	7,600	9,400	5,000	5
	飼料畑で借人が開墾した土地 山間狭小地等の条件不利地	2,900	3,000	2,200	128
広神	平坦地全域	14,700	25,000	7,000	7
	山間(山沿)傾斜地	3,000	3,000	3,000	25

※賃借料の集計は、次のとおり行っていますのでご注意ください。

1. 上記の額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
2. 賃借料を物納(玄米等)で行っている場合は、その算定を「18,200円/60kg」で計算しています。